

「クリエイティブ・コモンズ」について

荒川 靖弘

Rev. 1.0.5 / 2003 年 9 月 15 日

1 「クリエイティブ・コモンズ」とは

「クリエイティブ・コモンズ」(Creative Commons) は米国の憲法学者 Lawrence Lessig 教授などが中心になって運営されているプロジェクトです*1。「クリエイティブ・コモンズ」では、知的財産権によるコントロールを意図的に制限し残りの部分を「知的共有地」に置くことによってあらゆる創造的な活動を支援できると考えています。今のところ「クリエイティブ・コモンズ」の主な活動としては以下のプロジェクトがあります。

- ライセンスプロジェクト (The Licensing Project)
- アメリカ建国時代の著作権 (The Founders' Copyright)
- 国際的なコモンズ (International Commons)
- 管理委員会プロジェクト (The Conservancy Project): 準備中

「ライセンスプロジェクト」は著作(権)者が著作物に対し権利範囲を設定する煩わしさを軽減するための Web 上のツールを提供しています。一方「アメリカ建国時代の著作権」はもっと政治的なもので、現存する著作物の著作権の範囲を(主に適用期間について)限定するよう働きかける活動です。米国では著作権の適用期間がほぼ無限大に近い状況になっているため*2、これに対抗する手段として用いられています。「国際的なコモンズ」は「ライセンスプロジェクト」が用意するツールのうち「Legal Code」と呼ばれる部分(後述)を各国の法律等に合わせて「翻訳」を行う活動です。(2 節参照)

本テキストではまず、私達一般の人でも導入が容易な「ライセンスプロジェクト」について簡単に説明します。

1.1 ライセンスプロジェクト

ライセンスプロジェクトでは「CREATIVE COMMONS PUBLIC LICENSE (CCPL)」と呼ばれる一連ライセンス(使用許諾)を公開しています。CCPL では以下に示す 4 つの「ライセンスオプション」の組み合わせ(表 1 参照)によって権利範囲を設定できるようになっています。

- 著作(権)者表示 (Attribution) : by
- 非営利目的利用 (Noncommercial) : nc

*1 現在「クリエイティブ・コモンズ」プロジェクトはスタンフォード・ロースクールを活動の拠点としています。

*2 米国議会では度々著作権期間の延長を認める決議がなされています。現在は最長 120 年まで認められています。ミッキーマウスの著作権期間と呼応していることから、通称「ミッキーマウス法」と呼ばれることもあります。

- 二次的著作物禁止 (No Derivative Works) : nd
- 二次的著作物の同一条件許諾 (Share Alike) : sa

ライセンスプロジェクトでは以上の権利の組み合わせを分かりやすく選択できるようにするための Web アプリケーションを公開 (<http://creativecommons.org/license> や <http://www2.117.ne.jp/~mat/cc/license/> (日本語訳ページ)) しています。このアプリケーションで条件を選択し得られた文言 (コード) を著作物に添付すれば完了です。ライセンスプロジェクトが提供する「コード」は以下に示す 3 つの部分で構成されています。

コモンズ証 (Commons Deed): ライセンスを設定・利用する私達ユーザが扱いやすいように要約された文言です。表 1 の内容はコモンズ証に相当します。

契約条文 (Legal Code): 法的に有効な形で示されるライセンス条項です。通常はコモンズ証からリンクを張ることで両者を関連付けています。

デジタル・コード (Digital Code): コンピュータで処理しやすい形で表現されたメタコードです。メタコードの表現としては RDF (Resource Description Framework) が用いられています。

本テキストの末尾に帰属ライセンスによるライセンス表記があります。参考にしてください。

1.1.1 権利のフルセット

ライセンスプロジェクトで提供されるライセンスオプションの組み合わせは全部で 11 通りありますが、**全てのオプションで共通な条件**があります。まず大前提として以下の権利はライセンスプロジェクトが定める全てのライセンスオプションによっても侵害されません。

- 著作 (権) 者による著作権の保持
- 利用者によるフェアユース (公正な使用), ファーストセル (最初の頒布で消尽する権利), 表現の自由の権利

また利用者は著作 (権) 者に対して以下の条件を要求されます。

- 著作 (権) 者が定めた制限を超える利用 (営利目的利用, 二次的著作物など) をする場合には著作 (権) 者による許可が必要
- 著作物の全てのコピーについてどんな著作 (権) 者表示も損なわず保持する
- 著作物のコピーから著作 (権) 者のライセンスにリンクする
- ライセンスの条件を変更しない
- 利用者の正当な利用を制限する技術を使わない

逆に利用者は上記の条件に従って利用する限り以下の許可が与えられます。

- 著作物をコピーすること
- 著作物およびそのコピーを頒布すること
- 公の場で展示・演奏すること
- 公の場での展示・演奏をデジタル公演 (例えばインターネット上で放送) すること
- 逐語的コピーとして著作物を別のフォーマットに移すこと

以上述べた権利のフルセットは

表1 オプションの組み合わせ一覧(11種類)

オプションの組み合わせ	内容
by	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示を条件とします。二次的著作物(派生作品)についても同様です。
by-nd	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示を条件とします。ただしフェアユースの範囲を超える二次的著作物(派生作品)については著作(権)者の許可が必要になります。
by-nd-nc	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示を条件とします。ただし営利目的利用およびフェアユースの範囲を超える二次的著作物(派生作品)については著作(権)者の許可が必要になります。
by-nc	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示を条件とします。ただし営利目的利用については著作(権)者の許可が必要になります。
by-nc-sa	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示を条件とします。ただし営利目的利用については著作(権)者の許可が必要になります。二次的著作物(派生作品)については元になる著作物と同じライセンス下でのみ認められます。
by-sa	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示を条件とします。二次的著作物(派生作品)については元になる著作物と同じライセンス下でのみ認められます。
nd	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示は必要ありません。ただしフェアユースの範囲を超える二次的著作物(派生作品)については著作(権)者の許可が必要になります。
nd-nc	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示は必要ありません。ただし営利目的利用およびフェアユースの範囲を超える二次的著作物(派生作品)については著作(権)者の許可が必要になります。
nc	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示は必要ありません。ただし営利目的利用については著作(権)者の許可が必要になります。
nc-sa	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示は必要ありません。ただし営利目的利用については著作(権)者の許可が必要になります。二次的著作物(派生作品)については元になる著作物と同じライセンス下でのみ認められます。
sa	著作物を複製・配布・表示・上演するにあたり著作(権)者表示は必要ありません。二次的著作物(派生作品)については元になる著作物と同じライセンス下でのみ認められます。

- 世界中で適用されます。
- 著作物の著作権の存続期間の間，持続します。
- 取消可能ではありません。

1.2 クリエイティブ・コモンズの限界

クリエイティブ・コモンズおよびその具体化のひとつであるライセンスプロジェクトはさまざまな状況に適用できますが，限界や制限もあります。

1.2.1 対象となる著作物の制限

クリエイティブ・コモンズは今のところ**ソフトウェアライセンスに関与しない方針**のようです。ソフトウェアライセンスについては GNU GPL やそれに近いライセンスツールがネット上で公開されていて，今のところそれらはかなり有効に機能しています。ソフトウェア作者の場合は複数のライセンス体系をかけもちすることになるかもしれません。その場合それぞれのライセンスがお互いに矛盾しないように気をつける必要があります。

1.2.2 表明保証条項

CCPL には「表明保証条項」と呼ばれる条文があります。具体的には

- 「5. Representations, Warranties and Disclaimer」(表明、保証及び無保証)
- 「6. Limitation on Liability」(責任制限)

で示される部分です。CCPL では基本的には著作物の内容について無保証を謳っていますが，第三者の(「著作権、商標、パブリシティ権、コモンロー上の権利」や名誉・プライバシーといった)権利を侵害する場合は例外としています。これらの権利を侵害した場合には賠償請求等が発生する可能性もあるため著作(権)者のリスクが高くなってしまいます。

1.2.3 二次的著作物

二次的著作物については，もとなる著作物に付与されるライセンスによっては自分で設定したライセンスが有効に機能しない場合があります。これは(元の著作物の翻訳など)意図的に二次的著作物として作られたものだけではなく，結果的に他者の著作物の一部が混入してしまった場合(例えば映像の背景に他者の著作物が写り込んでしまったなど)も同様です。また前述の「**表明保証条項**」によるリスクにも注意する必要があります。

2 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン

これまで国内におけるクリエイティブ・コモンズの情報は限定的なものでしたが，ついにライセンスの日本語化に取り組む「**クリエイティブ・コモンズ・ジャパン**」が動きはじめました。取り組みはまだ始まったばかりですが，近い将来に日本の法事情に合わせた活動ができるようになると期待されています。

クリエイティブ・コモンズ・ジャパンは「国際的なコモンズ」プロジェクトの一環として発足しました^{*3}。現在は CCPL の（日本の法事情に合わせた）翻訳とそれに伴う議論が交わされています。いくつか挙げてみます。

1. 「集合著作物」, 「二次的著作物」の定義について
 - 表現の見直しが必要か
 - 著作隣接権者, 実演家を含めるべきか
2. 「フェアユース」(Fair Use) の扱いについて（日本では法的には「フェアユース」は認められていない）
3. 「使用許諾の付与」について, 以下の項目を含めるかどうか
 - 上演, 演奏, 上映, 公衆送信, 口述, 譲渡
 - 著作隣接権
 - 著作者人格権, 実演家人格権
4. 「再使用許諾」の制限について, 二次的著作物を許可する場合にはこの制限は矛盾しないか
5. 「表明保証条項」について（1.2.2 節参照）
6. 「責任制限」について
 - 「懲罰的損害賠償」は日本にはない
 - 「消費者契約法」が適用される場合には免責規定は無効となることがある
 - 不法行為の要件を満たせば結局は損害賠償責任を負うことになるのではないか
7. 著作権期間が日本とアメリカでは異なる
8. 「準拠法は日本法とする」ことを明記するか
9. 著作者人格権および実演家人格権の扱いについて
10. 著作隣接権の扱いについて
11. 合意管轄規定を入れるか
12. ライセンス・バージョンをまたがる作品の管理について（米国 CC と日本 CC の作品が混同して使用された場合の取り扱いなど）
13. 著作者死亡時の取り扱い（相続権の問題など）
14. 期限限定ライセンスについて（需要の有無など）

3 クリエイティブ・コモンズの意義

普通の財産権と異なり, 著作権を含む知的財産権にはフェアユース^{*4}やファーストセルが利用者の権利として認められています。また知的財産権には「期限」があることも重要です。しかし一方で主に商業サイドからの強力な圧力によりこのバランスが崩れてきているのも事実です。この現象は米国で顕著ですが日本でも既に同様の事態になってきています。クリエイティブ・コモンズは著作（権）者の正当な権利を破棄させるものではないですし, 利用者の（不正コピー等の）海賊行為を容認するものでもありません。クリエイティブ・コモンズは著作（権）者と利用者の間で互いの権利範囲を明示し認識しあうことでこの失われたバランスを取り

^{*3} クリエイティブ・コモンズ・ジャパンは国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）を活動の拠点としています。

^{*4} 日本では法的には「フェアユース」は認められていません。ただし, 類似の概念として権利制限条項（著作権法 30 条以下）が存在します。

戻そうとするものです。

私達のほとんどは法律に関する専門知識を持ち合わせていないですし社会的に発言力のある有名人というわけでもありません。有力政治家にコネがあるという人も希でしょう。でも私達は何もできないわけではありません。もしネット上に公開しているコンテンツに書かれている著作権表記に「All Rights Reserved」と但し書きがあるのでしたら、その文言の意味するところについて今一度考えてみるチャンスです。自分がネットや利用者に対し何を提供し何を要求しようとしているのかライセンスプロジェクトを手がかりに考えて、解放可能な権利があればほんの少し制限を緩めて「Some Rights Reserved」を表明してください。クリエイティブ・コモンズを通じて提示されるライセンスは制限ではなく（著作（権）者による）アピールです。

多くの人にクリエイティブ・コモンズを機会に著作権について考えていただき（できれば）賛同し実行していただければ、それは全体で大きな流れになり（マスメディア等の誘導による「お祭り」ではない）本当の意味での「世論」になっていくと思います。

4 謝辞および参考文献

まずクリエイティブ・コモンズおよびそのプロジェクトに対し最大限の敬意を表します。クリエイティブ・コモンズの Web コンテンツは「by」ライセンスの下に公開されています。

日本語の情報としては Mat さんによる「creative commons 日本語情報」から得られる情報が大変参考になりました。この場を借りてお礼申し上げます。「creative commons 日本語情報」で紹介されているものとしては、結城浩さんによる以下の翻訳コンテンツが特に分かりやすくお薦めです。

- [クリエイティブ・コモンズのライセンス解説](#)
- [クリエイティブ・コモンズが描くいくつかの例](#)

ライセンスプロジェクトのツールの使い方については「[バーチャルネット法律娘 真紀奈 17 歳](#)」にある「[Create Commons と当サイトの著作権・リンク規定](#)」を参考にさせていただきました。また神崎正英さんの「[クリエイティブ・コモンズのメタデータ](#)」は本テキストに RDF 情報を埋めこむ際に大変参考になりました。

書籍については是非 Lawrence Lessig 教授の著書を読んでみて下さい。日本語のものは山形浩生さんの翻訳による以下の書籍がお薦めです。

- 『CODE –インターネットの合法・違法・プライバシー』（ISBN4-88135-993-2）
- 『コモンズ–ネット上の所有権強化は技術革新を殺す』（ISBN4-7981-0204-0）

[iINTERNET magazine](#) 2003 年 4 月号にクリエイティブ・コモンズについての記事が掲載されました。この記事はクリエイティブ・コモンズの「[by-nd-nc](#)」ライセンスの下に PDF 文書^{*5}で公開されています。

2003 年 6 月、ついに「[クリエイティブ・コモンズ・ジャパン](#)」が公開されました。（2 節参照）本テキストの訳語や用語は「[クリエイティブ・コモンズ・ジャパン](#)」で使用されているものを参考にしました。

1.2.2 節の問題については Karl-Friedrich Lenz 青山学院大学院法学部教授による論文『[著作権と Creative Commons 実施権](#)』（PDF）が参考になります。

*5 <http://internet.impress.co.jp/im/pdf/cc.pdf>

5 本テキストの著作権について

Copyright © 2003 by Yasuhiro (Spiegel) ARAKAWA.

This work is licensed under the Creative Commons Attribution License. To view a copy of this license, visit <http://creativecommons.org/licenses/by/1.0> or send a letter to Creative Commons, 559 Nathan Abbott Way, Stanford, California 94305, USA.

本テキストでは Creative Commons の Attribution (帰属) ライセンスの下で公開しています。すなわちオリジナルのテキストが私「荒川靖弘」によるものであることを明示していただければ、自由に再配布・再利用が可能です。

ライセンス情報のうち Digital Code については RSS^{*6}から取得できます。

6 変更履歴

本テキストへのフィードバックは spiegel@alles.or.jp までメールをお願いします。

2003 年 1 月 29 日初版： (マスタ文書 , 電子署名)

取り敢えずリリース。

2003 年 2 月 5 日 Rev. 1.0.1： (マスタ文書 , 電子署名)

- 謝辞の節で肝心の Creative Commons のクレジットを示していなかった。ゴメンなさい。
- マスタ文書においてライセンス表示部分を分離し、流用しやすいようにした。
- pL^AT_EX 2_ε 版を作成した。
- ヘッダに戻り先ページを付加した。(HTML 版のみ)
- RDF 情報のコメントを解除した。(HTML 版のみ)
- 変更履歴を付けた。

2003 年 2 月 18 日 Rev. 1.0.2： (マスタ文書 , 電子署名)

- 掲載サイトを移動した。
- 掲載サイトの移動に伴いヘッダの戻り先ページを変更した。(HTML 版のみ)
- 著作権表示部分のレイアウトを変更した。

2003 年 3 月 14 日 Rev. 1.0.3： (マスタ文書 , 電子署名)

- 「Founders' Copyright」の訳を「アメリカ建国時代の著作権」としたほうがよいとの指摘に従って変更した。
- 「国際的なコモンズ (International Commons)」プロジェクトについての説明を追加した。これに関連してライセンスプロジェクトの解説に Commons Deed , Legal Code , Digital Code の説明を追加した。
- その他、細かい文言の変更。

2003 年 6 月 8 日 Rev. 1.0.4： (マスタ文書 , 電子署名)

- 1.2 節に二次的著作物や複数の著作物が混在する場合の問題点を追加した。
- 「クリエイティブ・コモンズ・ジャパン」についての記述を追加した。

^{*6} <http://www.alles.or.jp/~spiegel/docs/cc-about.rdf> (HTML 表示)

- 本テキストの RSS を作成し、ライセンスの Digital Code を RSS 内に含めるようにした。
- その他、細かい文言の変更。

2003 年 9 月 15 日 Rev. 1.0.5 : (マスタ文書, 電子署名)

- 訳語や用語などを「クリエイティブ・コモンズ・ジャパン」で使われているものに変更した。
- 1.2 節を整理。
- 1.2 節に「表明保証条項」の問題を追加。関連する参考文献も追加した。
- 「クリエイティブ・コモンズ・ジャパン」についての記述を独立した節 (2 節) にした。
- その他、細かい文言の変更。